

稚内北星学園大学 給付型奨学金

経済的理由により修学が困難な学生を支援します
返還の必要がない本学の奨学金制度です

年間 30 万円（月額 25,000 円）

稚内北星学園大学では、経済的理由により本学に入学が困難な方に対し、入学後、修学に必要な資金の一部を給付し、経済的に支援します。
当奨学金は給付型ですので、返還の必要はありません。

1 対象となる方

稚内市民以外の方で、高等学校を卒業予定の方、または、卒業後 2 年を経過していない方で、勉学の意欲が高いにも関わらず、経済的理由により就学が困難な方

2 給付の条件

日本学生支援機構第一種奨学金の家計基準に準拠
(世帯の主たる生計者の前年度収入が概ね 800 万円以下の方)

3 選考について

書類審査で決定します。毎年 5 名程度に給付する予定です。